

平成 25 年度 第 8 回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 26 年 2 月 28 日 (金) 午後 1 時 30 分から
場 所	静岡県庁別館 7 階第二会議室 A B
出席者 職・氏名	(委 員) 和田会長、山田副会長、今永委員、加須屋委員、金川委員、木崎委員 立藏委員、土屋委員、中池委員、三宅(淳)委員、三宅(隆)委員 (事務局) 県くらし・環境部 秋山環境局長、大内理事 県生活環境課 市川課長、桑原課長代理、邊見、松田、村山、大路、大石 県自然保護課 綿野、県水利用課 長谷川 県水産振興課 大場
議 題	(審議) ・中央新幹線環境影響評価準備書について
配布書類	【事務局資料】別添資料のとおり

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまから、中央新幹線準備書に係る第 5 回環境影響評価審査会を開催いたします。

開会に先立ちまして、静岡県くらし・環境部環境局局長から、ご挨拶申し上げます。

(局長)

本日は、委員の皆さんには、大変お忙しい中、ご出席していただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審査会の開催に当たりまして、ひと言、ご挨拶を申しあげます。

リニア中央新幹線の環境影響評価準備書は、ご存知のとおり、昨年の 9 月 18 日に本県に提出されて以来、今まで 4 回の審査会で、皆さま方にご審議をしていただきました。

4 回目の前回 1 月 30 日ですけれども、その時には、これまでのご審議、あるいは、静岡市長の意見、その他諸々いただいたご要望、意見等を取りまとめて整理した「意見整理表」を基に、議論をしていただいたところです。前回、いろいろ、その時にご指摘がありました。また、前回以降に、委員の皆様方から、様々な意見をいただいております。それらをとりまとめた、今日の配布資料でもございますけれども、「審査会答申(案)」ということになっております。これにつきまして、今日はご審議をお願いしたいと思います。

また、2 月 14 日ですけれども、静岡市選出の県会議員 13 名おりますけれども、その方々から要望書が知事へ手渡されました。本日は、この要望書の写しも配布をしておりますので、これらにもご配慮いただきながら、審議の方をお願いしたいというふうに思います。

最後ですけれども、このリニア中央新幹線の準備書に係る審査会意見の答申でございますけれども、3 月の初旬を目途にお願いをしているところでございます。今回が最後の審査

会ということになりますので、大変、限られた時間でございますけれども、いろいろ、懸念があるものを、答申内容へ最大限盛り込めるよう、活発なご審議を、よろしくお願いいいたします。

(司会)

本日は、15人中11人の委員にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則第46条第2項の規定である委員の過半数の出席を得ており、審査会の開催が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配布資料のご確認をお願いします。

次第の裏側をご覧ください。

こちらに、一覧が出てございますけれども、本日の配布資料は、資料1から資料6までとなっておりまして、そのうち、A3版のものが資料4になっております。資料6につきましては、6-1と6-2で、2つに枝番で分かれたものが6-1と6-2と、あるということでございます。

足りない資料等、ございませんでしょうか。

それでは、次第2に移ります。

ここからの進行は、和田会長にお願いいたします。

(会長)

本日は、ご紹介ありましたように、最後の議論のところでございますので、慎重に。

大体、大きなところは、漏れているところは無いとは思いますけれども、いろいろ、文言のところにも幾つか変更だとか、それから、できるだけ、正しいといいますか、本当の内容的に議論をお願いしたいと思います。

今回、最後で、前回、事業者の方とのも、大体終わっておりますので、いろんなところでまだ決まってないところが幾つかあるもんですから、そういうところに関しての、どういうふうな方向になるかっていうところも踏まえまして、その辺も、想定されることをできるだけ広くご議論いただければと思います。

それでは、次第の2の方で、事務局からの方から、説明をお願いします。

(事務局)

本日のご審議でございますが、次第の(1)事務局説明。それから、(2)答申案ご審議ということになっております。(1)事務局説明の方につきましては、資料1に沿って、準備書に書かれた手続きの確認、手続きのご確認をいただきます。

それから、資料2で、答申案の、案の概要のご説明となります。

それから、(次第の2番の)(2)答申案のご審議ということでございますが、そちらにつきましては、お配りしております資料3の、答申の案、それから、資料4の答申案整理表、

A3 のものになりますけども、こちらに基づきまして、ご審議をお願いいたします。

それから、先ほどもお話をございましたけども、資料 5 としまして、静岡市選出県議会議員の皆さんからいただいた要望書。それから、資料の 6-1 ということで、静岡市議会からいただいたもの。それから、資料 6-2 といたしまして、菊川市議会からいただいたもの。これまで、いただいているものということで、情報をお知らせということでさせていただきます。

それでは、引き続き、次第の 2 の (1) の事務局の方から説明ということで、させてもらってよろしいでしょうか。

(会長)

はい、お願ひいたします。

(事務局)

それでは、資料 1 および 2 について、ご説明いたします。

まず、資料 1 です。

リニア中央新幹線の環境影響評価の手続きについてですけれども、平成 25 年の 9 月に、今、赤で示されております準備書が提出されまして、これにつきまして、環境の保全の見地からのご意見を諮問させていただいたというところでございます。

先ほど、局長からもありましたけれども、これまで、4 回の審議が行われまして、今回が第 5 回目となります。今後、3 月上旬に審査会意見の答申をいただきまして、3 月 25 日火曜日までに知事意見を事業者の方へ提出をしてまいります。

続きまして、資料の 2 をご確認ください。

ここで、審査会意見答申案の概要について、説明します。まず、全体の構成は、全般事項と個別事項の 2 部構成となっています。全般事項は「1 南アルプスの自然環境の保全」「2 大井川における河川流量の確保等水環境の保全」「3 地元住民の生活環境の保全」「4 評価書等への記載および調査結果の報告等」「5 環境監視体制の確立」の 5 項目となっております。

個別事項は、「大気環境」「水環境」「土壤環境・その他」「動物」「植物」「生態系」「景観」「人と自然とのふれあい活動の場」「廃棄物等」「温室効果ガス」の 10 項目となっております。

続きまして、全般的な事項の内容について、ご説明します。

まず、1 つ目、南アルプスの自然環境の保全では、貴重な自然が残されている南アルプスを後世への財産として引き継ぐ責務があること。ユネスコエコパーク登録に向け、あらゆる阻害要因の回避に万全な対策を行うこと。土地改変面積や建設発生土量の削減のため、非常口の計画の再検討を含め、各発生土置場の位置・規模等について、事前に関係機関と協議を実施すること。特に、生態系や景観影響を踏まえた対策の実施を求めています。

大井川における水環境の保全では、流量減少のメカニズムを分かりやすく説明すること。鉄道施設への最大限の漏水防止対策や、施設内の湧水を大井川へ戻す対策を実施すること。事後調査に加えて供用後も調査し、県、河川管理者および関係機関へ調査結果報告、協議すること。流量減少が生じる場合は、代替水源の開発等、河川流量の確保のための万全の措置を講じること。流域全体の生態系維持の観点から、水質等の排水対策を含め、環境保全に万全を期すことを求めております。

続きまして、3番です。

地元住民の生活環境の保全では、地域の静穏な生活環境と美しい景観や豊かな自然環境の保全に努めること。例えば、地元・観光車両の優先や退避場所の確保等、地域交通への配慮を徹底した工事用車両の運行計画を作成すること。特に登山シーズンです。工事関係者に対し、環境保全教育および作業管理等の指導を徹底、状況を県等へ報告することを求めています。

4番、評価書等への記載および調査結果の報告では、今回の意見の全てについて、準備書の次のステップである評価書の本文中に漏れなく記載すること。今後、作成する関係図書は、読む人全てに理解されるよう工夫すること。意見書で求める調査を実施し、結果および分析・評価結果を県等に報告するとともに、公表することを求めています。

5番、環境監視体制の確立では、本事業による環境影響の正確な把握や、事業者が行う環境保全措置の詳細な内容と効果検証のため、県は、有識者や地域代表者等で構成する環境監視体制を整備し、詳細を確認すべき。事業者は、当該体制へ参画し、調査結果の説明や、同体制の示す環境保全措置や助言を真摯に受け止め実施する等、積極的に協力することを求めています。

概要については、以上です。

(会長)

では、今、ご説明があったように、順次、全般的な項目から次々に入っていきたいと思います。それでは、事務局の方から、お願ひいたします。

(事務局)

審議の(2)答申案のご審議に入っていたらわけなんんですけども、審議の進め方についてご案内をさせていただきます。

先ほど、申し上げましたとおり、ご審議につきましては、資料3と資料4に基づき、お願ひいたします。

資料3は答申案でございまして、本日のご審議に基づきまして、必要な修正を加え、正式な答申として、3月上旬に知事に答申をいただくこととなります。

それから、また、資料4は、答申案整理表でございますが、こちらは静岡市長意見をはじめ、これまでに各所からご提出、ご要望いただいたご意見を、答申案に集約した表とな

ります。

資料 4 の見方を、もう少し、細かくご説明をいたしますが、この資料 4。A3 版の、一番左側が、項目、環境要素の区分ということになってございます。それから、その右隣が、県議会のくらし・環境委員会、静岡市選出県議会議員、あるいは、大井川流域の市町、関係団体、庁内連絡会議、あるいは、JR が意見募集いたしまして、11 月 15 日に提出となつた県民のご意見。あるいは、今年、1 月 21 日に公聴会に出されたご意見を記載した案でございます。

その右側が、1 月 22 日に静岡市長よりご提出のあった、静岡市長意見となっております。

さらに、その右側は、本日、ご審議・ご議論をお願いいたします答申案の欄となっておりまして、この欄は資料 3 と同じ番号、内容となっております。

それから、その、一番右側は、前回ご審議いただいた、1 月 30 日の審査会において、委員の皆さまからのご意見。それから、答申案への反映状況というものを記載しているものでございます。

事務局からのご説明は、この資料 4 に基づいて行いますが、適宜、資料 3 とご確認をお願いいたします。

ご審議の進め方でございますが、全般事項につきましては、先ほど、事務局からご説明させたとおり、5 つの項目ございますので、その 5 つの順番でご審議をしていただいて、その後、個別事項は、全部で 10 あるんですが、それを 3 つに、大きく区分をしていただいて、1 つは、大気環境、水環境、土壤環境・その他。個別事項の 2 つ目としましては、動物、植物、生態系。それから、最後に、景観、ふれあい、廃棄物、温室効果ガスの順にご審議をお願いいたしたいと思います。

ということで、全般事項は 5 つに分けて。個別事項につきましては、大きく 3 つに分けてという形でご審議を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

全般事項の 1 で、続けてよろしいでしょうか。

(会長)

はい、お願ひします。

(事務局)

それでは、続けて、全般事項の 1 というところについてのご審議をお願いいただくわけなんですけども、資料 4 の方の全般事項につきましては、全般事項の 1 は、すいません。1 ページ目のところに整理してあるものでございます。

一番右側が、前回、審査会委員の皆様から審査会においていただいたところが、2 つございますけれども、1 つが、その 1 ページ目の右上になりますけども、エコパーク登録は世界

遺産に向けてのステップであるってことを記載すべき。これにつきましては、将来の世界自然遺産を目標にエコパークを登録を目指しての旨の表現を入れてあるというところでございます。

それから、その、もう1つ、その下が、前回のご審議の中で、斜坑を掘る必要性の疑問。あるいは、発生土置場の場所の特定ということについて、お話をございまして、反映状況につきましては、そこの①、②で書いたような形で記載をしたというところでございます。

内容につきましては、先ほど、冒頭で、パワーポイントでご説明をさせていただいたとおりだもんですから、割愛させていただきます。

以上、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

(会長)

それでは、全般的な事項につきまして、これから審議をお願いしたいと思います。

一番、最初の1の部分ですけれども、これは、全般的に保全をするための視点、立ち位置を、我々の、県としての立ち位置についてのバックグラウンドみたいな、そういうようなところを書いたものです。

最初の頃の議論にもありましたけれども、南アルプスというのは、日本アルプスとしても3つありますけれども、実質的に、南アルプスが最も変動の激しい所である。北アルプスは、ほとんど動いてないという結果が出ておりますし、それから、今回、業者の方からは、データが少ないということです。南アルプスの場合。そのゆえに、3ミリとか、2ミリ位。年間、それだけ、動いてるわけです。それが、測定する場所によって、かなり違うということが知られてるんですけど、実際にGPSの観測点というのが無いとか、そういうこともありますし、非常に大きいはずなんだけれども、我々は、ちゃんとしたデータを持っていないというところがありますので、そういうようなことが、ここに書かれております。

これは、本当に、世界で最も変動の激しい所であるというところですので、それが故に、非常に特徴的な地形とか、そういうものが、我々は見ることができ、それはまさに、今、刻々と変動する地球を見る能够があるという意味であります。そういうようなことが、ここに書かれております。

それを、エコパークにするときの影響として、幾つか、その特徴を保存する。あるいは、保全するというものが重要になるであろう。そういうものを、我々が、皆が知ることです。こういうことによって、我々、要するに、1つの文化だと思いますが、その文化を醸成する。そういう役割が、今回の保全をするという意味であろうと思いますし、エコパーク登録というところに繋がっていけば、皆さんのお意識が高まってきて、知識を増やし、それから、正しいことを観測、あるいは、調査をするということに繋がっていくであろうというところであります。

まず、一番のところに関しましては、いかがでしょうか。

何かご質問、あるいは、その本文に関しましての疑問とか、ご質問ありましたら、お願
いいたします。

どうでしょうか。

はい、委員。

(委員)

今回の答申案の本文については、ずいぶん、いろいろ、良く書かれているなというふう
に思ってはいるんですが、特に、この一番の自然環境の保全の場合にあって、2の建設発生
土処理における環境保全措置というところで、JR側が7カ所の場所を示して、ここに建
設土を廃土するというようなことをいっておりますけれども、結局、JRが考えた候
補地であって、それが本当に適切かどうかっていうのは、いろんな面で環境保護の面から
考えなきやいけないことで、ここに書いてある「非常口等の計画について再検討すること
を含め」という、いいか、悪いか、是々非々で考えてかなければいけないと思うので、こ
の辺を強調することが大事かなというふうに思います。

例えば、非常口を、本当に掘らなくてはいけないのかどうか。掘らないと、南アルプス
の地下を通過できないのかどうかというような問題。それから、2カ所という設定ですけれ
ども、それが1カ所になった場合には、だいぶ排土量も減るでしょうし、そういういろん
な面を、真摯にJRが考慮して、考えていただくような文言を、そう促すような文章を入
れていただいたらいいなというふうに思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

現在、提示されている案では、2カ所であって、さらにトンネル掘って運ぶ所まであると
いう、そういう所に関しては、市の意見でも、そういう場所の危険性だとか、安全性のこ
ともありますし、それも指摘されておりますので、そういうことがいろいろ配慮はされて
はいると思います。そういうようなところを、もう少し、何か具体的なところで、何か指
摘っていうことはございますか。

実際に最初のところで、エコパーク等の登録に関しての繋がりのことを書いてあります
けれど、これは3県で、今後エコパークっていうものの意味も、それから、世界自然遺産
としてどうするのかっていう時に、それに値するものであるかっていうのを、現在、審
議中になっていると思いますけれども、それに対する影響というのは、基本的にいうと非
常に大きく、本来そこには何も無かった所に、突如としてそういうものが出てるっていう意
味で、何か具体的なところで、そういう提案というか、何かありますでしょうか。

他の方でも結構ですが。

(委員)

今、具体的にどうしろというのは、いいだすとキリがないもんですから、一応控えますけれども、やっぱり、その非常口なるものが、本当に必要なのかどうか。その工事に、工事をしてまで通さなきやいけないのかというふうなことを、やっぱり、JRに再考を求めるということは、非常に大事かなというように思います。

(会長)

はい。影響の大きさというのからいいますと、そういう権限っていうのは、非常に大きいと思います。

いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

今の委員のご指摘にもあったとおり、やはり、最大限に環境保全には配慮していただきたいという思いが強いものですから、例えば、2番の建設発生土処理における環境保全措置の文面の中で、2行目、「希少な野生動植物の個体数減少をもたらす」っていうところの前に「絶滅が危惧される」とか、そういうような文言を入れて、イヌワシなどもいるので、非常に強調していただきたいなということが1つあります。

あと、多様性っていう言葉は出でてているんですが、生物多様性っていうのが、1つの言葉として、今、国際的なキーワードになっています。なので、例えば、一番の自然環境の保全およびユネスコエコパーク登録への整合性の中で、確かに、一番最後の段落で「3県10市町村は高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」ということは出でているんですが、生物多様性という言葉で、どこか文言に入れられないかなというふうなことは思いました。

以上、2点です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

生物の多様性、これは、今、全てのこういうエコ関係のところで、エコロジーっていうのは、生態系ですが、それを支えているものが多様性であるということですので。

ちょっと、具体的に、どこってすぐにできない部分がありますので、ご意見を、また、活かせるような案で、また、皆さんとのところに修正できればと思いますけれども。

他にいかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

2ページ目の上から4行目の「南アルプスの自然環境の保全への最大限の配慮」ということで、多分、この後もこういった文章が出てくるかとは思うんですけども、今、会長の

方から、南アルプスならではの特徴のお話があったかと思います、自然環境の。そうすると、少し、言葉のあれになりますけれども「南アルプスの自然環境の理解と保全への最大限の配慮」。理解した上での特色を知ってもらい、理解した上での保全への最大限の配慮というような、何かそのあたりのことが含められないかなというのを感じました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

環境、エコパークだとか、そういうものも、全部つながっているわけです。そこを理解して、なぜ大事なのかということの説明に対して、皆さん納得して、それから、こういう特徴があるっていうところが、幾つか出ておるとは思いますけど、そういう文言を入れるというのは、1つの案だとは思います。

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

実際に、静岡市が答申を出している中に非常に細かく出てきておりますので、その3県での内容についても、我々も一応目を通す、それで、そういうものを応援するということは、確認はもちろんされておりますので。

他によろしいでしょうか。

また、あれば戻りますので。

では、その次の、2番目のところです。

(事務局)

では、事務局より、ご案内いたします。

2番目のところにつきましては、全般事項2につきましては、大井川における河川流量の確保と水環境の保全ということで、(1)として、河川流量の確保と。(2)として、水環境の方で水質ということで、この大きく2つということでございます。

前回の審査会の中のお話としましては、A3の方の資料ですけれども、その2ページ目の下になりますけども、大井川流域全体の生態系の及ぼす影響っていうものが懸念されるというご意見、ご指摘をいただいているところでございまして、これにつきましては、流量確保、水質に配慮した排水対策等による水環境の保全という内容が入っていってたといったところでございます。

2番目の大井川における河川流量の確保につきましてのご審議をお願いいたします。

(会長)

2番目の河川流量の毎秒2立方メートルという、このところは非常に大きな問題であると。これに関しましては、要するに止める方法が無いわけではないのではないか。要するに、これだけ深い所を、こういう地質的な事から考えますと、水が減るっていう場合は、

ほとんど、重要な所はフラクチャーゾーン。昔、断層があって、そこの所がガサガサになってる所。そういう隙間を水が伝わってきて、高さに応じた圧力がかかる。水圧がかかる。これは、自明に流れます。流れる量というのは、その隙間がどの位あるかによって変わってきますので、多い場合もあれば、ゆっくり出てくる場合もある。ただし、圧力は、その高さ、水中の高さが 400 メートルあれば 40 気圧の圧力がかかる。これは、分かりきってることなわけです。

だけれども、それでも、それを抑えることができないのかっていうところが、一番。この場合だと、坑を掘ったとした場合に、その影響が現れるとしたら、それをいかにして抑えられるか。

これは、前回の時にも申し上げましたけれども、抑えることが全くできないっていうのは、トライしてないことが幾つかあるので、その工事上のやり方でどれだけ抑えることができるかっていうのは、テストケースとしても重要ではないかっていうことをいっておりますので、そういうような工法だとか、そういうものについての再考っていいですか、見直すということが必要になると思います。

この水に関しての記載に関して、もし、ご意見がありましたら、是非、よろしくお願ひいたします。

どうでしょうか。

はい、委員。

(委員)

この 2 のところの (1) っていうのが、この部分が、人にとっての水というふうなことだと思うんですが、2 の (2) の方ですけども、こここのところに「水環境の保全」とあります
が、動植物にとっての水環境の保全っていうふうなことだと思いますので、そんなふうに書かれた方がよろしいかなと。生き物にとってのっていう。

(会長)

そうですね。

上のものに関しては人間が使う水。これに関して 2 トンっていうのが非常に大きいっていうことは確かであるでしょう。それ以上に生態系にとって水が大切であるという、そのイメージをちゃんとすることですね。

はい。そうですね。ありがとうございます。

一応、「生態系に甚大な影響を及ぼす事が懸念される」こういう文言がありますが、ちょっと、もし、適当な言葉があれば、また、今ではなくても結構でございますが、そういう案を出していただければと思います。

他にいかがでしょうか。

(副会長)

「流量の減少が生じる場合には代替水源の開発等」と、ここに書かれておりますが、この代替水源を開発する時に、電源が必要なポンプアップなどの場合の電気の量とでもいいますか、これも、書いておいて欲しいと思いました。その必要な電源に使える。

(会長)

全く、これは、余分なエネルギーを使わなければならないっていうことですね。

(副会長)

全く余分なエネルギーを使わなければならぬと思うので、それがどの位になるか、推定量を書いておいて欲しいということをお願いします。

(事務局)

その部分は、ここに書いた方がよろしいかという点もありますけど、個別的な事項の、温室ガスの発生のところで、前回委員からご意見いただきましたので、それは記載してございます。もし、もう1回書く方がよろしければ、またご提案いただければと思います。配慮いたします。

(副会長)

ここで、全体的な水の量のことだったので、ここにもあった方がいいかなとは思います。

(事務局)

はい、分かりました。

また、ご相談いたします。

(会長)

はい。そうですね。

ここ、幾つかの影響の中で、水の、これはシミュレーションですので、どうなるかはまだ分からぬわけですが、基本的に、それに対応した工法をやるということと、それから、それが現実になった場合に、それを戻す方法を。それから、質だと。その、戻す水自身の質だとかそういうものが、ここにも書かれてると思いますけど、清涼な水の所に、とんでもない変な水を流されでは、これはとんでもないことになり、それで、一旦そういうふうになってみたら、もうアウトなんです。そこが、非常に重要なところです。元に戻らないということですので、その辺についてどうでしょうか。

これで、大体、フォローしているかどうかということ。

いかがでしょうか。他にも。

はい、委員。

(委員)

ちょっと、重箱の隅をつつくような意見になるかもしれません、この度の大震災でも大事になったところは、やっぱり、情報の公開っていうところだと思いますので、3ページ目の大井川の河川流量の確保、(1) 番のところです。下から 2 行目「流量減少が生じる場合には、直ちに情報を公開し代替水源の開発等」っていうようなことで、まずは、必ず情報を公開していただくというところをお願いしたいなというふうに思います。

(会長)

はい、そうですね。

これ、事務局とも前もって話はしてありますけれども、要するに、計測だとかそういうもので分かった時に、速やかにやってもらうということって非常に大事です。一旦そういうものが、例えば、アルカリのものが、万が一、出て、そしてそれをどの位放置するかによっては、全く違った状況になってしまうということは、もう目に見えておりますので、そういうふうなことにならないような施策をした上で、万が一、今後、グローバルな気候変動だとか、そういうものとかも関わってきて、これ、20 年間、どうなるか分からないですもんね。

だんだん、大雨の影響っていうのは、大きいいろんな所で出てまいりますし、南アルプスっていうのは、本当に、雪なんかは非常に少ないんです。だけれども、これから、南からの、黒潮は暖流としてずっとありますし、それが非常に大きな影響を与えるってことはありますので、そちらからの影響は、特に雨量として、北を超えてくるやつは少ないんですけども、南から供給される場合は、明らかに違います。

そこらへんは、非常に懸念のあるところでございますので、今の情報公開、それから、先ほどの代替水源のところと。

それ以外に、または、さらにそこら辺で、ご意見がございましたらお願ひします。

いいでしょうか。よろしいでしょうか。

今のところは、要するに、速やかにするとかっていうところで、やっぱり、非常に手当が遅れては非常に困るという。私も、幾つかその辺が気にはなってはおりましたけど、それが、特に大きく何か変化がしたというような、モニタリングをしていて、そういうものに関していえば、やはり、「速やかに」というのを入れておいた方がいいところが、幾つかあるかと思いますので、その辺はよろしくお願ひします。

それでは、次、3 番目の方にいきましょう。

(事務局)

続きまして、ご審議いただくのは全般事項 3 番目でございます。

地元住民の生活環境の保全、(1) といたしまして「地元住民との協議・連携」。3 ページ目です。資料 3 の。それから、4 ページ目にいきまして、その 3 番の (2) としまして「工事関係者への教育の徹底」というところでございます。

これに関しましては、前回、1 月 30 日の時には、A3 の方の資料、資料 4 の方でございますけれども、3 ページ目の右上の方になりますけども、1 つは「道路は利用者優先で工事用車両がよける等の対策が必要である」と。これにつきまして「運行計画に基づく地元車両優先、待避所の設置等」の表現が盛り込まれていると。

それから、もう 1 つ、その下の方にいきまして、「工事関係者の環境保全の教育が必要」と。これにつきまして、「環境保全教育の徹底についての表現」というのが盛り込まれているというところでございます。

それでは、3 番の (1) (2) ということで、ご審議をお願いいたします。

(会長)

はい。

では、3 番の方で、委員、お願いします。

(委員)

工事関係者への教育の徹底というところですけども、これは、かなりの人数が長期間にわたって、ここで作業に従事するわけです。それで、いわゆる教育というものが、非常に多方面というか、生態系から、生活の仕方とか、いろいろ多方面にわたるもんですから、この「指導を徹底し」っていうところに、その後の検証のためにも、マニュアルを作成して、その下に指導をしていただきたいと考えます。

そういうものが無いと、例えば、植物を探ったり、動物を放したり、そういう項目がきちんとあるのかどうかは、私どもが、後で検証することができませんので、必ず、指導にあたっては、その指導するためのマニュアルを作つて、その下に指導にあたっていただきたいと考えます。もちろん、そのマニュアルが不備なら、その都度、追加項目をするというような柔軟な対応が必要かと考えます。その点を申し上げたいと思います。

(会長)

そうですね。

私も、マニュアルのところは考えており、やはりこれだけ大勢の人たちが、長期間、10 年以上、井川の町が、奥へ入っちゃっているようなもんです。それも、工事のためという、非常に、生活を全体がそこでもって行われているわけではないということになりますと、やはり、刹那的な作業をやって帰るという、そこで働いてる人たちの精神衛生だとか、いろんな問題も起こるでしょうし、そういうようなところを、フォローするための。やはり、安心して、安全にやっていただかなければなりませんので、そういうところのマニュアル

を。

以前、実際には、井川ダムだとか、ああいうような時には、こういうシステムが多分無いだろうと思いますので、是非、そういうものを作つて、これは非常にいい機会だと思いますので、是非、そのことは何とかどこかに入れて、それを我々もやはり知る必要があります。

それに関連して、あるいは、それ以外にいかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

ここに、生活排水、ゴミは出てるんですけど、例えば、工事で使用する塗料だとか、そういういた石油製品、あるいは、セメント、そういうものの取り扱いを、十分注意してもらいたいなというふうに考えてますけれども。例えば、セメントの流出等があった場合には、水に大きな影響があると思いますので、その辺、無神経に少しの量だからいいやっていうことで流されてしまったりということのないようなことを、ひと言、入れていただけるといいなというふうに思います。

(会長)

はい。

これ、工事現場での、一番危惧されてるところは、アルカリのものはずっとありますけれども、この中でそのとおりにやってくれるかどうかっていうのは、本当の保障がないんです。だから、工事現場の所で、一応そういう設備はある。だけど、その設備を上回るような不測の出来事があって、それによって事故で何かが汚染されたり、あるいは、破壊されたりするっていうのは、主にそういう所で起きるんです。

(副会長)

そこへ洪水が来た時に、こういう、おっしゃったような、工事上の管理がちゃんとできるかどうか。

それを、ここに、ひと言、加える。

(会長)

はい。

特に、いわゆる宿舎で、生活排水のことも、ここに一応書いてあるんですが、私もちよつと心配なのは、いわゆる生活排水で、かなりの処理をすると。したにしても、例えば、その中に有害物質だとか、そんなものは入るわけないんですが、有機物の汚染っていいますか。有機物は必ず残るんじやないかと思うんです。そうすると、それを、直接、今の河川にやるとすれば、栄養豊富が増えてしまって、生態系は全く変わってしまうだろうとい

うことですので、私は、そのところに、例えば、地下に動かすのはいいかどうか分からないんですが、直接流すんではなくて、やはり、バッファを置く。あるいは、例えば、セメントのものもそうですけども、セメントのところは、例えば泥だとか、そういうものを沈殿させる貯水槽は、おそらく作るはずなんですが、それを上回るものが、事故では起こる可能性があるということですね。だから、そういうものを未然に防ぐ方法を、やはり示してもらうという。いかがでしょうか。

今後の、ここが、これだけ貴重だって、みんながだんだん思ってきていただければ、やはり、そういうところまで、細かな配慮をした上での方法、そういう方向にいければと思うんですが。

はい、委員。

(委員)

今のところの、上から6行目の真ん中辺ですけども、「その状況を県等に報告する」っていうふうになってるんですけど、実は、その県等っていうのが、ここよりも上にも、あちらこちらにあるんですけども、これ、はつきりして「県ならびに関係機関」というふうにしていただいた方がよろしいのではないかなど。

(事務局)

「県等」の今の定義は、県と市としています。これは、おそらく細かいデータも出てくると思うので、場所によって、関係機関というような定義もありますけれども、ここでは、日々のデータについては、県と市にまずご報告くださいという区分をしております。また、その書き方、県等とか、そういうのについては、改めて、資料として添付したいと思っております。

ただ、日々のデータですと、なかなか、大量なデータになる可能性もあるので、ここでは、県と市というふうに、静岡市というふうに考えております。

(会長)

よろしいですか。

あとは、それを、どういうふうに公表して、それを、例えば、これは危ないんではないかという。あるいは、そういう情報がリターンできるようなシステムが、当然、必要になるとは思うんですけども。

これは、「県等」に関しては、一応、そういうことになってるようです。

(事務局)

すいません。

ちょっと、追加の情報で申し訳ありません。

2ページの方に、この本文に書いてしまった方がいいだろうということで、ちょっと、修正をかけたんですけども、上から2行目です。

「県および静岡市」というところで、以下、「県等」というふうにしてあるので、ちょっと、分かりにくくて、誠に申し訳ありませんでした。

(会長)

一応、県および該当する、所轄する機関としては、これでよろしいですか。

他にいかがでしょうか。

この、先ほどの「マニュアル等」なんていうのも含めまして、実際に、どういう形の項目が必要なのかっていうのが、やはり、細かなところは、レベルがだいぶ違うかもしれませんので、その辺も、今後そういうものが出てきた時の対応の仕方っていうのを、どういうふうにするかっていうのを考えておかなきやいけないということです。

なかなか、私もこれをつらつら見ている時に、強いていえば、向こうにどれだけ伝わるのかというところが、非常に。それから、それに対応したものが、どういうふうに出てくるのか。あるいは、それに対応して、実質的に、こういうふうにやりますよといつていて、そのシステムどおりにいくかどうかというのも、なかなか、難しいところですので、一応、こういうふうにやりますというところで、我々は、ある程度、それを信用するということは、もちろん、そういう信頼関係がなければできないわけなんですが、1回でも、我々が、ちょっと見過ごしてしまったとか、そういうようなことがあった時に、そういうものがぐれてしまうということが、今後の、こういうものを守ろうといった時、それから、それをどうしても一部改変しなきやならないっていうところの、どこまで、どこに、その置き所を求めるかという時の信頼関係が無いと、それができないということになりますので、是非そういうところを、細かく、県とか市の方でも、モニタリングだとか、そういうもののデータのフォローをしていただくっていうことは必要になるんじゃないかと思います。

他にいかがでしょうか。

やはり、工事関係者の教育っていうのは、その後で、汚染とか排水だと、そういうような問題の時も出てくるかと思いますけども、これについては、マニュアルは、それは是非作って、こういう項目について、やはり注意をして教育をしてもらうと。

我々も、大学の中でも、学生を教育する時にマニュアルが無いと本当に困るんです。要するに、それぞれ皆さんがある仕事が違うと、違うマニュアルがあるんです。ですから、そういうことを共通のベースの上で教育をしてもらうって、これは非常に大事だろうと。これは、1ステップ、今までに無いことになるのではないかと思いますので、是非、お願いしたい。できればと思います。

また、戻ることもあるかもしれませんけれども、3番までのところでは、よろしいでしょうか。

4番目について、お願ひします。

(事務局)

では、つきましては、全般事項の4番目ということで、ご審議をお願いいたします。

資料3、答申案の方につきましては、4ページ目から5ページ目ということでございまして、4番「評価書等への記載および調査結果の報告等」で(1)としまして「評価書等への記載」。それから、5ページにまいりまして、「(2) 調査結果の報告および公表」というところでございます。こちらの方につきましては、A3の資料4の方につきましては、特段、前回では、ご指摘等は無かったかといったところでございます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、これは、次に、評価書等への記載っていうのが出てまいりますので、調査結果の報告と、この記載についての細かな、ア、イ、ウとございますが、何か、お気づきの点、ありましたら、お願ひいたします。

はい、委員。

(委員)

5ページの「イ」のところの真ん中あたりなんんですけども、「関係機関および専門家等」という、この専門家っていう言葉が、この後、あちらこちらに出てくるんですが、第三者的な立場の専門家ということは当然だとは思うんですけど、そのあたりをきちんと書いていただか、あるいは、環境監視体制の委員である専門家とか、そのあたりをキチンとしないと、コンサルが、適当なって言っては失礼ですけど、電話で聞いて、それで一応意見を聞いたというふうにされても、非常にこちらとしては心外だものですから。だから、専門家じゃなくて、もうちょっと、はっきりと限定するような物いいの方がよろしいのではないかっていうことです。

(会長)

そうですね。

今のご意見に対してどうですか。

何か、具体的に何か。ここに、具体的なところっていうのを出すわけにはいかないんですが、文言として、そういうところに、公共の何かそういうものがあるとか、そういうようなシステムがあるといいんですけど、今のところ、まだ完成しておりませんで、これから、完成するかもしれないんですが。

(委員)

今後、この環境監視体制っていうのが作られるというふうなことですので、この環境監

視体制の有識者というふうに、全部変えていただければ、一番すっきりするのかなと。今回、環境への影響っていうのが非常に心配をされる。ということで、この環境監視体制というものを作っていくっていうのが、これが大きな、そのひとつの柱になってるかと思いますので、ですから、いろんなことをここの環境監視体制と関連をつけていく方が、よりはっきりして、すごくよろしいのではないかと。

(会長)

そうですね。

そういう、その辺が、大枠っていいですか。どういう組織の中で、そういう監視体制をやって、そして、それを判断するとかっていう、そういうところが、ある程度、見える方がいいとは思うんですが、どうでしょうか。

そういうもので、うまくいきますか。

(事務局)

これを、答申をいただくという形で、こういう監視体制を作ることが望ましいというか、すべきであるというご意見を、多分、いただける形になるのかなと思っておりますけれども、現在、その位置づけがはっきりしておりませんので、なかなか、その言葉自体を使うっていうのが難しいのかなということ。

それと、もう 1 点は、そちらの項目では、そこで聞かなければいけない状態を作りますけれども、事業者は事業者自体で、お願いをしてる専門家はいますし、また、それが適当でなくて、第三者的な方にお願いするのもあると思いますが、そこは、一度は、事業者自体で「見てください」ではなくて、「私は、こういうふうな調査をしました」というところで、この段階では、この記載でいかがかなと思ったことで、今まで、いただいた時に、逆に、監視体制を明確に位置づけを、どの位にしようかっていう話も、しっかりしてなかつたので、今、こういう記載をしておりますが、また、その段階では、もう一度、チェックが入ることですが、いかがでしょうか。

(会長)

はい、委員。

(委員)

この後ろの方でいうと、調査のことなんかも登場するんですが、例えば、その調査地点の選定とか調査方法とか、それなんかも、全て、やはり、この環境監視体制の有識者の指導を受けて行われるのが、一番いいと思うんですけども。

やっぱり、コンサルさんが依頼をして、中には、コンサルさんと金銭的なやり取りとかあつたりもするというふうなことも聞きますので、やはり、ここは第三的な、あくまで

も、中立な方というふうなことでお願いしたいと。

やはり、「環境監視体制の有識者」っていうのが、一番はっきりするかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(会長)

なかなか、10年間あって、現在、どういう体制があるのかっていうところは、なかなか難しいところがあります。

よろしく。

(事務局)

記載については、最終的に決まった段階で考えていきたいんですけども、そういうふうに、第三者的な、しっかりと第三者であることが分かるような文言を、探して、また、ご相談したいと思います。よろしくお願ひします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

実際に、我々も、ここの中のメンバーで全てが追えるかっていうと、それもなかなか難しいです。ですから、そういう意味で、もっと広いバックアップしてくれる人たちの力というのも必要だし、ネットワークっていうのが非常に重要になると思いますので、これは、今ちょうどやってるんですが、博物館だとか、そういうような。

(副会長)

監視体制を確立していないわけですから。

(会長)

今後、だけど、特に静岡県にとってみれば、南アルプス、伊豆半島、富士山についてもそうですし、自然と人間の活動との融合っていいですか。節度ある利活用っていいですか。そういうもの。それから、あとは、生態系っていうのを、いかにして保全するのか。そうでなくとも、いろんなところに、ほころびが見えるわけで、そういうものを、できるだけ我々が意識して、そういう体制も作っていくことが大事だと思いますので、是非、県の方でも、そういうシステムですね。お願ひしたいと思ひます。

いかがでしょうか。他に。

はい、委員。

(委員)

細かいところですが、5ページの「ウ」のところで、「特に」の発生土置場のところで、個別に書かれていたいてるかとは思うんですが、位置・規模・形状というのは、3つ、ありますので、それで、どこに置くかというのと、どの位のもの、量が入るかというのが分かると。もう1つ、重要なのが、対策なんです。恒久対策ということも入れていただいた方が分かりやすいかなという気がします。形状は、どちらかというと、恒久対策上、必要な形状であって、ですから、この「位置・規模・恒久対策」といったような文言の方がベターかなというような気がします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

そうですね。

実際、形状というのは、どういう場所に、どんなような形で、残土を処理するかということなんですが、これは、それを恒久的なものに関わってきますので、そういうところで、実際にはそれによって決まるっていうことになりますのでね。ありがとうございます。

(委員)

「対策」で3つ。「恒久」は、もう、多分、分かっていることですから。「対策」なんです。「対策」を落とされると、よろしくないかなと。

(会長)

そうなんです。

モニタリングだとか、そういうのもあるし、水質だとか、そういうものに与える影響とか、そういうものもあるけれども、今度は、いつもここに関わってくるのは、世界で、一番変動的であるということでありまして、これは、地震が起きるとか、そういうものではなくて、実際に、じわじわ、じわじわ、年間3ミリとか、4ミリ以上ですので、多い場合だと6ミリというあれもありますし、これを機会に、是非、GPSをあそこに設置するっていうのは、今やってるのは気象庁だと思いますので、気象庁にそういうのを要求するとか、そういう必要もあるんだと思います。もちろん、あって悪くはない。それから、観測網が、あそこの所、維持ができないということで、気象庁も多分やってないんです。大事なところではありますので、そういう働きかけも必要かもしれませんです。

いかがでしょうか。他に。

また、戻りかもしませんけれども、次に進めましょうか。

時間的には、まだ、いいかもしませんが。一応、14時30分ですけど。

(事務局)

では、次の全般事項の5のご審議をということでございます。

資料 3、答申案の方につきましては、5 ページ目の下半分でございます。「環境監視体制の確立」でございます。

資料 4 の整理表の方につきましては、4 ページ目の下の方となります。

前回のご審議の中では、監視体制、環境監視体制を整備することが大事である。環境保全措置を、再度、検証するような強い文言が必要というところでございまして、これらにつきまして、環境監視体制の整備および専門家の助言等を踏まえた真摯な検討というものを盛り込まれたという形でございます。

それでは、5 番目のご審議をお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、今の 4 番のことと、先ほどの話からいいますと、関わってはいますが、監視体制。つまり、長い間に、これだけの大きな改変工事が行われていて、影響がどうなるかも分からぬという部分が、かなりあると。確実に、監視体制がちゃんとしていないと、何が起きたのかを、ちゃんと記録するっていう、そのことすらできないということになりますので、これは非常に大事なところなんです。

それで、他のところにも、幾つか出てくると思いますが、監視をして、それを速やかに、要するに、それに対応した、監視だけしてはいけないもんですから、それをリターンして、そしてそれに対応した何かを、行動を起こさなきやならない。そこまで含めたものを、10 年間以上、実際には、稼働し始めたとしても、何かが起これば、ここに、与える影響があるわけですので、あることだけで、いろんなものの変化があるかもしれません。我々の知識の中でも、やはり、まだ、それを超えるような自然界のシステムっていうのは複雑だと思います。

今、こここの監視体制に関してなんですが、いかがでしょうか。

先ほどのこともありますので、第三者っていいですか。機械とかそういうものでできるものはいいかもしれないけれども、それ以外のものっていうのは、ある程度、人がやらざるを得ないと。そういうシステムを、どうやって確立するか。

それから、その変化を、どうやって、皆さんのが共有するかというところだと思いますけれども。

何か、いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

ちょっと、内容ではないんですけども、そこの 5 の 3 行目から 8 行目でしょうか。ちょっと、長すぎてしまって、内容をつかみにくいやうな感じがします。私の文章理解力がないのかもしれませんけれども、途中で、どこかで切って、分かりやすい文章にした方が

良いのではと思うのですけれども、どうでしょうか。

(会長)

そうですね。これ。6行分、1フレーズになってます、ということですよね。

(副会長)

この「正確に把握するべき」って。

(会長)

真ん中あたりで、そうですね。

(副会長)

「また」って点にすれば、2つのフレーズ。

(会長)

つまり、監視体制ができて、そして、それを正確にデータを把握できる。それから、それによって保全措置の内容が行われているかどうかっていうことをチェックすると。これは、一応、2つのあれになってますので、それはやってもらいましょう。

はい、委員。

(委員)

こここの、5の環境監視体制の確立って、これは非常に重要な事だと思いますので、これを、3ページの2というところへ持っていくべきかがでしょうか。

1というところで、環境への影響が非常に懸念をされるというふうなことが、ずっといわれているわけですから、県としては、それに対して、環境の監視体制というのを、それを確立すると。

(会長)

一番、最初にということですか。

(副会長)

1の次に、これを入れれば。

(委員)

後ろの方じゃなくて、もっと、前方へ。

(会長)

どうでしょうか。

これ、一応、順番からいうと、全般的な事項というのが監視体制というのは。

(副会長)

1が出だしだとすると、起承転結の結で、ここにこれが、こういうふうにきて、いいような気がします。

(会長)

これは、全般的な事項として、流れて、保全に、それこそ、全般的なものがあつて、それから、2番が水に関してと。それから、3番は生活環境に関してです。それから、4番目が、今度は、次の段階に行くまでの間に、どのような細かなあれがあるでしょうか。それから、監視体制ですか。

構成の方は、今すぐうまくいくかどうか分かりませんけれども、もう、あんまり、時間はないですから。

はい、委員。どうぞ。

(委員)

5番の、この環境監視体制の確立っていうところは、私は素晴らしい項目だと思います。しかし、言葉は、すごく素晴らしいんですけども、文中に書いてあります「新たな環境監視体制を整備し」という中身が、なかなか、これでは読めないんです。実際問題、どういう体制で、この環境を監視するのか。これを、もう少し、具体的にこの中に記述しないと、何となく、絵に描いた餅みたいな感じがしますので、この監視体制のもう少し、分かる内容をここに記述していただきたいと私は考えます。

(会長)

具体的に、もう少しですね。

この、ここにくるまでの間に、かなり、いろんな。いまのところ、例えば、水問題とか、それから、工事関係者の教育の問題だとか、発生土の問題とかで。

(委員)

極めて多項目にわたるわけですけれども、ちょっと、中身がよく分からない。

(会長)

どうでしょうか。これ、なかなか、難しい。難しいっていうわけではないけど。

(事務局)

すいません。よろしいですか。

一応、こここのところは、あとは県の方でしっかりとその辺は考えてくれよという意味合いの答申というふうに考えているんですけど、あとは、県の方でその辺は具体的に今後やってくと。それらは、今後、当然、もしやる場合には、いろいろ、皆さま方と相談したりして、ちゃんとした体制は作っていきますということで、その辺は、県の方のやり方も、いろいろ、検討しなければならない部分もあるものですから、そのところは、ちょっと、裁量、持たせたいい方にしていただけだとありがたいなっていうふうに思います。

それとあと、もう 1 点、さっきですが、委員の方から、もう少し前に、重要なことだからというのがありましたけれども、一応、環境監視体制は、前段のところで、いろいろ課題があって、大きな課題があって、それをちゃんと求めると。最後はそれを締めくくりで、ちゃんとやってるのを、全部網羅して、今後見てくんだよと位置づけて、最後の重石に、一応してるつもりの構成にしたものですから、できたら、そのような形で、ご理解していただければありがたいと思ったんですけども。

(会長)

はい、委員。

(委員)

順番をこのようにされるというふうなことであれば、例えば、5番のところの、一番、終わり。「求める」っていうのを、これ、もっと強い表現に、今、できませんか。

(会長)

どこでしょうか。

(委員)

5 の、一番、終わりです。「積極的な協力を求める」というところ、これ、もっと、強い表現に。

(副会長)

要請する。

(委員)

「要請する」と「求める」、どっちが強いですか。「求める」の方が強いですね。となると、それを、もっと強く。

(事務局)

最初は、全部、要請するっていうふうに考えたんですけれども、要請だと、ちょっと言葉が弱いかなということで、それ以上、強くなると、やっぱり、求めるっていうことで。要請という言葉があったり、求めるっていう言葉が、2つあると、また、まずいものですから、すいません。意見とすると、この求めるっていう言葉が、一番、強いかなっていうことで考えたっていうことですけども。

(委員)

例えば、こここのところ「積極的な協力をすること」っていうのは、どうでしょうか。「すること」どうでしょう。

(会長)

ご意見、お願ひします。

(委員)

委員のいわれたご意見と同じようなことなんですが、前半は、県がこういうことを、監視体制を作るということを、ここで答申するということで、あと、後段は、多分、事業者側に、やるのをお話することだと思うんですが、結局、県でいくら監視体制を作つても、JR側が、いろんなデータを全部示してそこに出さない限り、何も県が全部また再度いろんな環境監視をするわけではないので、だから、ここは、もっと強く「もう、しなきゃいけない」ように、その環境監視体制ができたら、もう、JRとしては参画して、きちんと情報を出しなさいというようなことを、やっぱり、強くすべきだらうなというふうには思います。

「求める」だと、「嫌です」といわれて終わっても仕方ないので、その辺は、強くいべき。ここについては、強くすべきかなというふうに思いました。

(会長)

私も、これ、見ていった時に、監視体制を整備して、それから、それをちゃんとした、速やかにデータを公表するという、もっと後の方にも、そういうところが幾つかあるんですけど、それで、いけるかなと思ってはいたんですが、もう少し、その辺の、まだできていないという意味でいうと、これから作るものですので、それが有効に働くような、そういうシステムというのは、できるだけ、イメージができるっていうのが大事だらうと思いますけれども。

どうでしょう。どうでしょうか。

こここの状態から、一応、監視体制っていうのが、いろんな、こういう問題があつて、こういうものは監視しなきやならない。こういうものはデータとしては、ずっと取らなきや

なんないって、そういうのが幾つかありますので、それを最後に、監視体制として、それをバックして、それで県としては、そういう影響のないような。それから、市の方だって、当然、そういうことに監視を対しての、あれが出てくると思いますので。

構成は、一応、それでよろしいかと思うんだけど、言葉の文言につきましては、何か。ちょっと、待ってください。

委員。

(委員)

やっぱり、関連することなんですが、その 5 のところを「環境監視体制の確立」というところです。「環境監視体制の確立と、それへの参加」というふうにやっていただいた方が、よりはっきりするかなと。

(会長)

うん。

委員のいわれるお気持ちは、十分、分かりますので、それをいかにして表現するかと。それから、監視体制っていうのも、かなりいろんな項目があるので、そういうものを、その中でも、かなりいろんな、これかなり難しいんで、中身に関していいます。

何か、ちょっと、アイデアありますか。

(事務局)

すいません。

表題の方は、確かに「事業者の参加」ということになると明確になるので、後半もしつかりしなさいっていうことで、また会長にご相談しますけれど、そういうふうに書くのは非常によろしいかなと思います。

ただ、最後に、ここ後の後半の主語。事業者はというので、することはいいんですけども、今度は、知事意見になる時には、やはり、することっていうのを求めるになるので、あんまり、違いが出てこない可能性があるかなと。

それから、「求める」の上、強い言葉っていうのが、いろいろ辞書をひいて調べたところ、なかなか。「要求」っていう言葉もありますけど、それ、全く同義語だということですと、なかなか、見つからなかったので、この言葉に落ち着かせていただいたというと、あれですけど、もし、よろしい言葉が、これ以上の言葉があれば教えていただければと思うのですけど、また、会長にご相談したいと思います。すいません。

(委員)

もし、この言葉、活かして「求める」とするのであれば、その前に、例えば、副詞で、「強く」とかいうふうな言葉を入れていただくとか。

(会長)

はい。

実際、県の方で、こういう対象は作った。だけれども、そういうものが、うまく働くかっていうところは、もちろん、それを働いてもらわないと、この環境は守れないわけですので、そのところは、十分、ご承知して、それから、その体制を、どうやって、実質的に動かすかということが、一番大きな問題だと思います。体制を作つて、動かなかつたらしようがないですから。

そういうようなところで、今の段階で、この辺は、「強く求める」というのを入れるか、それを検討していただいて、皆さん、お気持ちちは十分、分かっておられると思いますので、実質的にそういう方向で、私も、そのデータがどういう形で出てくるのか、それから、すぐにあれしなきやなんないのが、1年、経つてから出たんでは遅い、手遅れである。では、意味がないということになりますので。

ありがとうございます。

そういうところで、大体、あれでしょうか。

はい、委員。もうひとつ。

(委員)

今のところの5ページの下から5行目のところですが「事業者は当該体制に参画し、工事現場の公開や調査結果等を説明するとともに」っていうことで、先ほど、委員からもありましたが、やっぱり、工事現場を、実際、立ち入りで見せてもらうっていうような、調査結果をもらうばかりではなくて、こちらも現場が見られたりとか、立ち入りができるっていうような文言を入れていただいた方が、先ほどから「強く求める」状態を、もっと、クリアに出るんじゃないかなと思いました。

(会長)

はい。

これから、まさに試金石になりますので、それから、ここでコケちゃつたら、本当に、今後、あそこ、実際には、ここにも少しは書いてありますけれども、既に、材木は、もとの原生林っていうか、そういうものは無いという状況。それから、その後、少なくとも、国立公園が非常に小さいですし、保護する領域としては。国立公園というイメージを作つたのはアメリカのようですけれども、それに比べると、やはり、非常に規模が少ないし、それから、保存の、それから、監視体制だとか、そういうものに対しても、まだまだ、日本の、こういう環境、生態に関しての保護に対する政府のあれば、まだ、不足していることは確かだと思います。

そういう意味で、我々も、子供の頃から、南アルプスっていうのは非常に遠い所である

っていうことがあって、それから、ここにありますように、非常に自然が他の所と比べますと、ずっと残っていると。そういうような所で、その辺は、皆さん、意見も一致しておりますので、それを、いかにして、するかという。

ありがとうございます。

そういうところですが、第1部つていいますか、全般的な事項に関しまして、こんなところで、また、もし、気が付きましたら、お願ひしますが、一応、ここで、よろしいですか。締めていきたいと思いますが。

(事務局)

それでは、続きまして、今度、個別事項の方のご審議をお願いいたします。

冒頭、申し上げましたように、個別事項自体は14に分かれているんですけども、これを大きく3つに分けてのご審議ということで、お願ひいたします。

まず、個別事項でございますが、まずは大気環境。一番、①大気環境。それから、水環境。それから、土壤環境ということで、答申の意見書案につきましては、6ページ目から大気環境で、大気環境っていうのは、大気質であるとか、あるいは、7ページ目の騒音、それから、振動、悪臭、それから、8ページ目にいきまして、微気圧波。

それから、水環境ということでございまして、8ページ目、水質の水の濁り。あるいは、水の汚れ。それから、9ページ目にまいりまして、地下水、あるいは、(4)水資源といったところ。それから、水資源が、しばらく、9ページ、10ページ、あるいは、11ページの上段まで続きまして。

それから、土壤環境・その他ということで、(1)重要な地形・地質。あるいは、(2)土壤汚染。

それから、12ページいきまして、その他ということで、文化財、磁界等ということで、ちょっと、長編になるんですけども、5ページ目から12ページ目の上側ということになります。

前回のご審議ということにつきましては、資料の4の方のA3の方になりますけども、5ページ目からになるんですけど、大気関係は、裏面6ページ目でございます。6ページ目のところで、ちょっと、読み上げると時間かかるもんですから、騒音の関係のご指摘と、こういう形で反映したところ。あるいは、悪臭の関係したところでございます。

それから、水の関係につきましては、水環境は7ページ目から11ページ目でございます。水資源の関係ということで、ご指摘と、その水質、温度ということに関しての、水資源についてのご指摘ということをいただきまして、その表現は盛り込まれている状況でございます。

以上です。大気環境、水環境、土壤環境、その他ということで、ご審議をお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

こここのところは、ちょっと量も多いもんですから、時間も迫っておりますが、とにかくお気づきの点を、ざっくばらんにお願いできればと思います。

では、まず最初に騒音のところからいきましょうか。騒音。

これは、前にも出ておりましたけれども、住民の人たちが住んでる場所に対する、ダンプ、どの位増えるかということがだいぶ問題になっておりまして、前にこれで何回か議論していると思いますけども、現況騒音は 57 デシベル。それを悪化しないよう、実際には、もう既に、基準は越えてはしまっているんですけども、そういうところを配慮すべきであるというところです。

はい、お願ひします。

(委員)

7 ページ目の (3) 騒音の (イ) のところで、ピーク時の交通量が二軒小屋付近で、1 日 480 台位とか、330 台位とか、220 台位とかってありますけれども、この辺の、ピーク時とはいえ、この辺の車両の数の見積が、どういう見積であったかっていうところも、もうちょっと細かく求めていった方がいいのかなと思います。

というのも、先ほどの、全般 4 の評価書のところとかでも、5 ページの一番上のところとかでも、具体的に分かりやすく記載することってあります。

地元住民のところで、交通量で、3 ページ位でしたか。地域交通への配慮うんぬんっていうのもあることから、この辺の見積の数字が曖昧なんです。

結局、シミュレーションで、全部騒音レベルを記載してますので、この辺の見積がしっかりとしてないと、全く意味のない数字になってしまいますので、この交通量に関しては、なぜ 480 台位なのか、大雑把な見積を求めていった方が良いかと思います。

(会長)

これに関しては、向こうから出てきたものに関しては、その辺は、この数字が、何か、ちょっと、僕も、細かいところ見てないんで分からないですが、何か。

はい、お願ひします。

(事務局)

台数の数値については、資料編です。こちらの方に、大雑把ではあるんですけども、工事期間は 12 年あるとして、その時に、どれ位の台数が通過するかということについては、一応、記載はございます。ただ、この数値がどうやって積み上がったものなのかというところまでは確かに記載がありません。

(会長)

それは、工事車両として、どういう、どの位の工事があるのでというのを、多分、そちらで、向こうがやってるんですが、実際に、どうなるのかっていうのは、監視の対象にはなり得ますよね。

ええ。

(副会長)

やっぱり、何トンのトラックかとか。

(会長)

そうですね。

(委員)

資料のところは、確かにあるんですけども、我々も具体的にどういう数字の計算の結果こういうものが出てきたのか、さっぱり分からないので、480台位だっていうんだったら、例えば、何が480台なのか。例えば、大型車交通量比68倍ってありますけど、これ、480台、全部が大型車のみっていうことなんですか。

その場合、例えば、工事車両って大型車だけじゃなくて、普通の車とかもありそうな気がするんですけど、そういうものを含めての480台なのか。例えば、その480台の内訳とかも、何か、載ってるんでしたっけ。無かったですよね。資料見た限りでは記憶に無いんですけど。

その辺の見積もりを、もうちょっと、正確に書いていただきたいなというふうに思いました。

(会長)

そうです。はい。

(事務局)

すいません。

こここのところの、要旨なんですけれども、確かに、今回、いろいろ、台数がたくさん増えるということですから、要は、工事中継続したモニタリング、ちゃんとやって、その測定結果の公表と、説明、ちゃんとやってくださいよっていうことで。

確かに、現実的に、推測で、何台かっていうのは、すごい重要なんですけれども、それ以上にも、当然、確実に増えるのが分かってるもんですから、ちゃんとその後の、ちゃんとしたフォローを、ちゃんとしろというのを、一応、重点に捉えたもんですから、こういうふうな表現に、一応、させてもらったんですけれども。

(会長)

はい。

(委員)

測定結果というのは、あくまでも、騒音レベルのことだけを書かれてるわけですか。

(会長)

一応、今の3、(3)は騒音ですよね。

後は、そのごとに、前に粉塵等のことがあって、こここの部分が騒音で、実は、これ、もう普通の環境として、人間が関わってくる所、ここ位しかないんです。住民。住んでる人が少ないもんですから。だから、こここのところは、静穏な所にこれだけのものが入ったことによって、どういう影響があるかというのは、我々が感じるのと違うレベルで感じる可能性があるんですが。

何か。

(委員)

結局、こういうところは、地元住民の交通量にも関わるところなので、そのところの見積は、変動があるとはいえ、大体こういうふうな見積がある位はあってもいいんじゃないかな。感想レベルなんですが、そのように思いました。

(会長)

一応、向こう、どういう工事計画であるというのに則って、この位かなというので、多分、出てきてるんだと思うんですけども、それを、現在の騒音レベルが、これ、悪化させないことっていう、ちょっと、弱いかもしれないかなという感じもするんですけど、これは、絶対、増えるんですよね。

(副会長)

悪化させないことはできないです。ものすごく静かですから。

(会長)

人がいない。いないわけではない。

委員。

(委員)

これは、意見というよりは感想なんですけども。二軒小屋付近でと、こう、書いてあり

ますよね。二軒小屋っていうのは、今のところは、登山者しかほとんど居ない場所で、ここが 68 倍になるっていうのは、確かに二軒小屋に泊まった人は、バスに乗れるんです。そのバスが、多分、1 日に数回、それで、車の台数が 68 倍になっていると、私は読んだんです。いずれにしても、480 台通るっていうのは、これを 1 日 8 時間で割ると、1 時間に 60 台。それを 60 で割ると 1 分に 1 台。すごい量だと考えます。二軒小屋付近は、多分、舗装もされてない場所ですので、回りの林は、もう、土で真っ白になっちゃうんじゃないかなと思います。

また、あの辺は、結構、登山者も二軒小屋に泊まって散策「南アルプスの麓はいいわねえ」なんてことで、散策する場所なんすけれども、1 分に 1 台通られたら、身の危険を感じちゃうんじゃないかな、そういう印象を受けました。

私は、この方の専門でもないので分かりませんけど、「いやいや。これはすごく環境が激変しちゃうな。」という印象を受けました。

(会長)

そうですね。

実際には、こういう数字は出ていますが、この数字、とても大きいです。こういう理解が得られるように対応するっていうことは、具体的にどういうふうになるかです。これ、なかなか、書きにくいところとは、思うんですが。

ここ에서는、工事中は継続したモニタリング、それから、それに対する住民からのクレームだとか、そういうものの吸収といいますか。情報提供とかそういうようなことも、当然、出てくるかと思いますので、そういうのは、入ってた方が。

ここは、まさに、住民の理解ができるところっていう、そういうところを、やはり、重要視しないといけないところですが。

どうしましょう。一応、この数字を、我々がいじるっていうわけにもいかないので、こういう数字でもっていった場合には、こういうふうになるんだろうということで、ただ、実際に、例えば、井川地区の所に、どの位の頻度、何台入るかっていうのは、ある程度分かったにしても、それが、どこ、どの位の間に、南の方まで来るのかという、そういう工事だとか、そういうものに関しては、当然、報告とか、その辺についてはやってもらわないと、影響に対して、どういう対策を取るかもできませんので。

その辺は、少なくともモニタリングにしてやるっていうことは、こう、書かれておりますので、それをもって、要するに、これをどうやったら下げられるか。あるいは、例えば、埃だとか、そういうものも、当然、騒音だけではありませんので、そういうものが出てくるわけです。

そのあたり、発生源と、それから、騒音レベルの影響とか、予測に関しての懸念がありますので、そういうものに対して、選定理由。どうして、そこでやったら、それでやればいいのかっていうようなことに関しては、一応、こういうところに、一応、出てはおりま

すけれども。

それ以外に、何かありますか。

よろしいですか。

あんまり、よろしくないかもしないですが。

今の段階ですと、そういう場所に対しての大きな変化。住民に対しての、現在、非常に静穏である所に対して、そういうだけの、非常に大きな負荷がかかるということだけは確かだと思いますので、それに対して、十分な、要するに、許容範囲になるような措置っていいますか。得られるような説明。それから、例えば、何か苦情が出た時に、それに対応する反応を、それを、ちゃんとやってもらうということだと思うんですが、それは、大体。

特に騒音に関しては、夜間とか、そういうようなところを、できるだけ減らすとか、何かそういうようなことも、何かいってましたです。

それから、そういう埃も、かなり、これは影響が出てくるかもしれませんですし。

そういう懸念材料っていうのがありますので、その住民に対する手当というのに関しては、今後、モニタリングだとか、それから、やる方法だとか、それから、水打ちだとか、そんなことしかできないかもしないんですが、まさに、大変革なんですね。

(副会長)

はつきりいって、住民は、多分、心身症になると思います。ここに住んでいたら。

今までの静かさに比べて、とんでもない量の車の騒音と排気ガスの匂いと粉じんと、埃です。これを、毎日、受けたら、お年寄りはたまらないと思います。

(会長)

そうですね。

(副会長)

その対応を、ちゃんとすることっていうのを、もうちょっと、地元住民の理解で保障というのも入れて欲しい位です。

(会長)

例えば、そういう、人によっても、いろんな所もあります。人によっても違って、我々は、これでいいんじゃないかっていうても、やはり、お年寄りだとか、それから、病人もいる可能性もあるですから、そういう時のクレームっていうのは出てくる可能性もあるんです。

このところの、地元住民の理解が得られるようにというところが、これ、ざっくりとあるわけなんですが、なかなか、具体的に、この数字が、どれだけ正確なのか。もっと多くなったりすれば、もっとひどいことになるわけですので、その辺も、もし、そういうふう

になった時でも、これでいいのかどうかって、今のご意見で、確かに懸念っていうのはあるかと思いますので、文言で、今、できるところは、その辺ですので、もう少し、ちょっと、検討して、最終的には、そういう懸念をいかにして、セーフティーにするかというところをご意見いただきましたので、検討してみることにしましょう。

そういうことですが、他にどうでしょうか。

ちょっと、時間が押しておりますけれども。

今の大気環境に関しては、そんなところでよろしいでしょうか。

今、1、3、個別項目の大気環境のところです。

水環境については、先ほども出ておりましたけれども、水の汚れ、水の濁り。

私も水に関しては、ちょっと、懸念するのが、結構、ありました。

水環境、水の水質に関して。それから、水の汚れ。これ、水の濁りと汚れっていうのが、ちょっと、分かりにくいかもしれませんけど、通常は水の濁りというのは、細かな粒子が浮遊している状態で、それから、水の汚れというのは中に有機物が入っているとか、そういう質が変わっている。それは、もちろん、それに粒子も入ってはきますけれど、そういう違いがあります。

特に、水の水質に関していえば、発生土のところ。それから、これ、「イ」のところに、一番、下のところにありますけど、湧水をポンプで排水して川へ戻す場合、温室効果ガスの抑制するっていうのが書いてありますが、これはエネルギーを使って戻すっていうことになりますので、そういうところの、それを、できるだけ抑制する。CO₂発生に対応するものを減らすということが書かれておるわけです。

それから、「エ」です。この辺のところが、先ほども出ておりましたけれども、水に関して、やはり、汚染水。それから、有機物をたくさん含んだ水を、直接、川に流すということは、ずいぶん、いってみれば乱暴なことになりますので、それは、現在の自然に対すると、非常に大きな違いである。

それにつきましては、保全措置をどういうふうにするのかっていうのは、先ほどいいましたように、有機物を、直接、流さないかもしれないし、とにかく、最善を尽くすことを、ここで書いてあるわけです。

ですから、そこの「エ」のところの、BODなんかをくれた水質のモニタリングです。こういうものを、ちゃんとチェックしなければいけないというような。

いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

さつき、環境監視体制のところでいわせてもらったことと同じなんですが、8ページのところに「専門家」っていう言葉が、4カ所、登場しまして、それから、9ページに、9ページの4行目のところに、「有識者」って言葉が登場するわけなんですが、これについて、環

境監視体制に関わる専門家というふうなことが、もし、入れられないのであれば、第三者的立場の、というふうな言葉で、是非、入れていただきたい。

(会長)

はい。

そこはよろしいですか。そういうところで。

ある程度、独立してある必要があるということです。例えば、そういう表現になるかもしれませんけれども。どうですか。

(事務局)

専門家の先生に線を引くのが、なかなか、難しいかなというのがありまして、やがては作ろうとしている監視体制の先生には、クロスチェック的には必ず見てもらうので、なかなか、あの先生は、つながってるとか、つながってないっていう話を判断するのって、なかなか、難しいかなっていうことで、中でも、先生方のお話を伺っている中で、議論は出たんですけども、こここのところは、先生がおっしゃってるのは非常に分かるんですが、その次の段階で抑えるということでご理解いただければ、何というか。私も色々ついていくんですかっていわれる先生も困るかなと思ったりもしたんですけど、いかがでしょうか。

(委員)

もし、こここのところで、文言で、そういうふうなことがいえないというふうなことであれば、その後のフォローを、どんなふうな形で文言として入れるか。それについての提案を、お願いしたいんですけど。

(事務局)

それにつきましては、先ほど、局長からご説明しましたとおり、現在、5番で書いた監視体制の確立というところは、まだ、できてないので、できれば県に一任していただきたいというお話をしたと思うんですけども、その中では、きっちりと確認して、皆さんに、いろんな方に確認した上で、独立した方を選んでいきたいというふうに思っております。

(会長)

やはり、私は、そういう監視体制っていった場合に、データの質、それから、そのデータを見る人々が、大勢の目で見るということによって、公平性は保てると思いますので、そういうような形を、やっぱり、やるべきだと思うんです。だから、こちらの人がいいっていって、悪いといった時に、両方が議論できる場を作らなければ意味がないんです。

ですから、ちゃんと公表したデータを、それを、いろんな人の意見が出られるよう

な、そういう形の監視体制です。そういうようになっているんではないかと思ってるんですが、実際に、データを出すっていうことが、一番、まず、最初だと思うんですが、それが、公表されるっていうことが、一番、いいかなと思ってるんですが、どうでしょう。

(委員)

そういうふうに、データを公表する以前に、例えば、その工事の計画書を提出して、それについて、どのような工法で行う。例えば、沈砂池をどんなふうな形にするとかっていうふうなことで、具体的な指導を受けるっていうふうなことも、この専門家の仕事になってくるかと思うんですが。

単に、その結果について、うんぬんじやなくて、もっと、工事にかかる前の段階っていうのが、むしろ、重要だと。

(事務局)

それ、いずれにいたしましても、監視機構を作つて、いろいろ、チェックをするには、中途半端なものはできないもんですから、そこは、組織を作る中で、客観的に第三者の人々が、ちゃんと見たよと。それも検証した上で、いろいろ、要請していくよという、その体制づくりが、今後も、これに向いてやっていくもんですから、そういうことで、今後は担保していきたいというふうに思ってます。

(会長)

はい、どうでしょう。

(委員)

そうしますと、例えば、8ページの(1)水質のところの4行目の真ん中あたり、「また」の後「工事着手前」と、これを、是非、活かしていただきたい。その考え方を。

単に結果の報告ばかりではなくてというようなことです。それで、その工事にかかる前っていうのが、同じように、この(2)の「ア」のところの4行目にも、工事着手前というふうなことが後ろの方に載っています。是非、こんな形でお願いしたい。

(会長)

今のところは、「ア」の。

(金川委員)

すいません。

4行目の終わりの方ですけども。(2)の「ア」の終わりの方。「また、工事着手前」

(会長)

に、専門家の指導、助言を受けるってことですね。はい。

これ、懸念材料として、最初からあることではありますので。同じようにモニタリングっていっても、いつやるかによって、はじめからやるか。それを、ある程度、時間が経つてからやるのでは、全然、違う可能性がありますので。

いかがでしょうか。他に。

ここ。

はい、委員。

(委員)

9ページの生コンプレントの確認なんですが、水は下から運んでくるということなんでしょうか。砂利は現地調達だったでしょうか。どっちでしたっけ。

(事務局)

正確な発言は無いんですけども、水は現地の水を使用すると思われます。それを、書いてないので、しっかり書くようにというような記載もございますけども、骨材、その他は外から運びこむというように聞いております。

(土屋委員)

骨材は外から運びこむというのは、井川を通じてっていうことになりますか。かなり、長距離ですよね。

(事務局)

それを、書いた上で、この台数が出ているというふうに。

(土屋委員)

そうなんですか。

水は、現地ですか。

それは、水利権が要らないとか、別に必要ないんですか。

(事務局)

そこも聞くようには確認しますけども、取水する場合、また、書いてありますけど、取水する場所も具体的にどのような方法で取水するかも、しっかり、書けというふうにお願いは。お願いといっちやいけません。求めてもらっています。

(会長)

実際に、ここ、前に、そういう予測されることが、どの位の量を使うかというようなこととも関係がありますので、そういう影響が出てくるかどうかっていうの、かなり、重要ななるかもしれませんです。

はい、委員。

(委員)

今の関連なんですけども、骨材を運ぶのが、要は、静岡市の町中から、ずっと、全部、運ぶということになるんですかね。分かりませんが。

(事務局)

ルートも何も示されてないので、はつきりは分かりませんが、途中で、調達、なかなか、無いと思いますので、ある程度、静岡市内とか、もしかすると、違うルートかもしれませんけど、そういうところから運ぶということになると思います。

(委員)

そうすると、あの井川の町だけではなくて、他の所も、200何十台が、毎日、往復するという形なんでしょうか。

(事務局)

それについても、問うたことはあるんですけども、ルート、一切、決まってませんという、今現在の回答ですので、事実としては、いろんな場所に、480台の、井川では揃いますけれども、他の所では、もうちょっと、バラけた形なのかもしれないんですけども、示されているわけでは、現在のところ、ありません。

(会長)

しかし、道路がそんなに無いんですね。選択の余地が無いです。

(委員)

その辺の井川以外の環境については、別に、ここには無いわけですね。逆にいようと。

(事務局)

そうですね。水については、いろんな意見が出てきたので、水については、皆さんに注目されてご意見いただいておりますけれども、車については、新しい意見が出されなかつたので、特に、関係地域が広がったってわけではない。それは事業者が決めるんでないんですけども、水については、放つておけない状況になりましたが、道路については、「何も」といわれる以上、何もいえなかったというのが事実だと思います。

(会長)

そうですか。

ちょっと、時間が押しちゃってるんですが。

今まで、我々も、そういう細かなところで、どういうものまで出でるのかっていうこと、ここで議論したっていうところでないところもあるもんですから、今後、そういうものに對しての環境。環境っていっても、住民。今まで、あそこの、北の、人が居ない所でやるっていうイメージが非常に強くて、井川の人たちには、そういう、いろんな迷惑がかかる可能性がある。それを影響の範囲がどの位なのかっていうことは、今日、皆さん、考えてはいたんですが、工事の内容が、あんまり、そういう面ではつきりしてなかったというところがあつて、今後、それに対しては、やはり監視っていいますか。そういう住民への影響、これはもう、そうなりますと、井川だけじゃなくて、千頭だとか、その下の所まで、全部、影響が非常に大きくなるということです。

これは、あそこの、特に、南の方になりますと、非常に狭い所に人が大勢いまして、これは、何百人なんて問題では無くなっていますよね。これは、そういう意味では、かなり、騒音の問題も、井川の問題だけではなくなってきます。ちょっと、その辺が、まだ、不明瞭なところがありますので、とかく、そういう問題が起こり得る可能性があるということだけ、それで、それをどういうふうにこの中に入れ込むかということです。

(副会長)

骨材の搬入ルートですか。

(会長)

資材の搬入ルートです。

(委員)

明らかにするようにというのは、やっぱり、入れておいた方がいいですよね。

(会長)

そうですね。開けてみたら、こうだったっていうんでは、とても。

(委員)

知らなかつたでは済まされないことだから。

(会長)

済まされないですよね。

はい、他に。

すいません。ちょっと、時間が押しておりますので、進めたいと思いますが。

また戻るかもしれませんけど、一応この水環境については。その次は、土壤。土壤が 3 番のところにあります。これについては、いかがでしょうか。

この土壤に関しては、前に、一番最初のところに出てきましたが、ルート、あそこで、土壤、実際に土壤の質という意味でいうと、想定されるような、非常に大きな汚染とか、そういうものの影響っていうのは、普通の土壤で、土壤っていいますか。あそここの山地を作っているものでありますて、その岩石自身は、大体、分かっておりますので、そういうものの影響。これは、間違いなくあるわけですが、それは、現在の岩石礫としてあるものが、一番最初にフレッシュな状態で現れると。その時には、やっぱり最初の影響が、一番大きくて、その後、ある程度、安定してくるというのが、地質だと、そういうものをやつての趣きからいえば、大体、そういう影響があると思いますので、その辺の監視、あるいは、そういうものの影響を、一番考えられる。

土壤汚染というのに関しましては、ここのあるあたりでは、今のところ、想定されるような重金属汚染だとか、そういうものは、あまり無いのではないかと思いますが、これは、もちろん、ちゃんとしたチェックをするということが書かれております。

というところですが、一応、ここまで。

時間がちょっと長くなつて申し訳なかった。

それだけ、意見が多かったと思いますので、対応の方をよろしくお願ひします。

一応、ここまで、3 番目ですか。あとは、継ぎは。土壤と、それから、あと、文化財、磁界等っていうところまでありますけれども、これに関してはよろしいですか。

ここまででは、一応、ということで。

(事務局)

次の個別事項、2 つ目ということで、ご審議をお願いします。

動物、植物、生態系でございますけども、資料 3、答申案の方につきましては、12 ページから、12 ページの真ん中から、動物ということでございまして、それから、植物ということにつきまして、14 ページの中段から、15 ページの上段まで。生態系につきまして、15 ページ目。6 番、生態系ということで、15 ページ目から 16 ページの上段までということでございます。

前回の審査会でのご審議といたしましては、14 ページから、個別に、今、個別に読み上げると、ちょっと時間がかかるものですから、4 点ほど、動物に関してご意見をいただいて、それぞれ、反映をしておるところでございます。

それから、植物に関して、16 ページ目でございますけども、1 点、移植の関係についてのご意見ということで反映をしているような状況でございます。

以上でございます。

それでは、ご審議の方、お願いいいたします。

(会長)

それでは、動物、植物、生態系で、ご意見をお願いいたします。

この辺の動物に関しましては、もうずいぶん、何回か情報は出てはおりますけれども。

いかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

動物の(2)のところですけれども「情報把握に努めること」というふうに結んであります
が、と共に、保全措置を行うということを、ひと言、加えた方がいいのかなというふう
に思いますがどうでしょうか。

(会長)

4番の動物のところの2番ですか。

(委員)

そうです。(2)です。

(会長)

最後の「情報把握に努める」

(委員)

と共に、「保全措置を行う」

(会長)

保全措置。

(委員)

はい。

(会長)

保全措置ですね。

その個体を、保全、保存するということに。

一応、この保全措置というのは、現在の状態を維持できるようなことをするということ
ですね。

(委員)

そうですね。

特に、これらの、ここに挙がってるものは、非常に分布が限られています。

(会長)

これを、基本的には「保全する」でよろしいんですか。「保存する」？

こういう希少種なんかに関しては、位置および生息等の把握をした上で、保全措置を講ずる。どのような保全措置をするかということを、助言を受ける。

その下にありますね。

一応、その3番のところに、2番に関してまとめてあるので、いいかな。いいでしょうか。一応、それに、上の。もちろん、これは、イワナとか、オオイチモンジ等ではありますけれども、その下には、また、普通種である場合のことについても書いてあると。

他にいかがでしょうか。

はい、委員。

(委員)

三宅委員からも一緒に指摘があつて、変だねと思ったところなんですけれども、どこへ書くのが適当か、これは、後で、事務局の方で判断していただきたいんですけど、植物の7番の菌類っていうとこの「ヤマドリタケは」っていう文言があるんですけども、この資料編の方の環境の7-1-9「蘚苔類」と「キノコ類」のデータが、ここに出てるんですけども、これ、蘚苔類は1種類。それから、キノコ類は1種類しか書いてないんです。他の動植物、あと、他の昆虫も含めですけど、一応、今回の改変に伴う、あるいは、その回りの地域については全部の種類が書いてあります。

ところが、この蘚苔類とキノコ類については、確認種一覧ということで、1種類しか書いてないんです。これは、どう考えてもおかしいんです。それが、重要種ということで、一覧が出てきて重要種が1種類っていうのは、これ、何か落としたのか、ケアレスミスなのか、ちょっと、分かりませんけれども、やっぱり、全体を、準備書の中に付け加えていただきたいと考えます。あるいは、次の出てくる書類の中に。それでないと、どれが重要で、どれが重要でないかっていうのが、第三者が、先ほど、いいましたように、データの中身です。データの中身が、これでは全く判断することができませんので、その点は、ひとつ、よろしくお願ひいたします。

それと、もう1点ですけれども、植物の4、(4)のとこですけれども、静岡県には保護条例がありまして、これはご承知のように罰則規定まである条例なんです。かなり、きつい条例なんです。今、考えられてる残土置場の中にホテイランがあることは確かなんです。ところが、現段階では、先ほどの、ちょっと、矛盾する点もあるかも分かんないですけど、

残土を、どこに、どれだけの規模に、どういう状況で置くかっていうのが分からないもんですから、実際は判断できないんですけど、7つの候補地の中。特に、その、一番、高い扇沢のとこですけども、ホテイランがあるわけです。改変行為を回避するって書いてありますけれども、現状のデータでは、これは全く言葉だけで、実際に、どこにどれだけのホテイランがあるかというデータが1つもないもんですから、それは、それらの調査を並行してやっていかないと、この文章の言うだけというか、拘束力が無くなってくると思うんです。

実際は、その場所の、今考てる残土置場の1つの場所っていうのは、どれ位、正確な調査が行われたかということです。この前の、ミヤマシシガシラの例ですけど、目視したっていうだけで、もしも、そうなら、静岡県にとっては、極めて貴重な植物も、なくなってしまうこともあります。先ほどの、なかなか、監視体制のあり方っていうのは難しい問題ではありますけれども、少なくとも、このホテイランっていうのは、一応、条例まで作って、罰則規定まで設けてるもんですから、詳細なデータを提出していただかないと、私どもでは何とも判断できません。ホテイランがあることは確かですから。

(会長)

環境保全の上で、ですね。

(委員)

その文章の上で、文章の書き方が難しいなと思います。「回避すること」っていうと、あの扇沢の場所を、もう残土置場として利用しない、事業者は放棄すると読み取れますが、事業者がそんなことをすることはあり得ないんじゃないかなと私は考えます。実際は。二軒小屋から上の、一番高い所へトンネル掘る計画もあるのですから。

ところが、その判断のデータが出てないもんですから、「回避すること」と、ここに書いてあっても、なかなか、いうことと実際とは、かなりかけ隔てが出て来るんじゃないかなと懸念します。特にこの扇沢付近の場合は、しっかり調査、監視していただきたいと考えます。

(会長)

はい。そうですね。

何かありますか。

(事務局)

ここで書いてある意味は、「回避すること」で、見つけたら回避しろという意味ではあるんですけども、今、非公開で見せた数カ所が示されてると思いますけれども、それだけではなくて、今後、もし、見つかったら回避しろという意味を、割と短い文言できつくい

つてゐるつもりではあります。

なおかつ、ミチゲーションは無理だと。移植は基本的に、まだ、確立していないっていうふうにしてますので、そこを了解するには、もし何かに、位置づけて移すということも、情報的に無いのでというふうに、自然保護課の方もいっておりますので、それは無理だということで、逆に簡単に書いたんですけれども、他の所でいってるように、触る時には、もう1回、詳細調査するよという部分もありますので、もし、もっと強く伝えられる、いい言葉があれば、教えていただければ、また、言葉を考えたいと思います。よろしくお願ひします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

委員がいわれたような、実際に、どういう形であなたてるのかって、確実にチェックがまだできていないっていうところもあります。だから、そういう意味で、いろんな方法として、そういう回避する方法がやってもらうということを書くのかな。

はい、どうぞ。

(委員)

先ほどのキノコと、コケのところで、ちょっと、申し忘れたんですけども、キノコとコケについては、私の知る限りは、目視して確認するっていうことが、ほとんど不可能な分類群ですので、証拠標本が必要です。

目視でやりましたっていうようなことでは、この前のミヤマシガシラの例だと、それは、もう、全く信用できないデータになります。キノコと蘚苔類には、調査方法、同定の裏づけなどを、事業者に対しては、きちんと申し入れをしていただきたいなと考えます。

(会長)

はい、委員。

(委員)

ホティランに関して回避することということを、ここに記載されたのは、非常に強い意思表示かなというふうに思いますので、いいと思います。といいますのは、扇沢源頭部は、それ以外にも、崩落の危険性だとか、いろんな問題点が、多々、ここでも討議されてますし、いろんな専門家の意見もありますので、極力、そこには、逆に、そこに残土を捨てるのは、あまり良くないというか。好適地ではないということを、やっぱり、事業者に意識付けるために、ここで回避するということが、強い、一番強い言葉だと思いますけど、それを書くことは、答申としてはいいことだというふうに思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

少なくとも、そういうレッドブックだとか、そういうところでやろうというものが、ないがしろにされないようなことを明らかにさせとくということは、保全の上ではベースになりますので、是非、そういう方法で、そういうものが見つかったっていうことが事実であれば、それを回避する。そういうことで、保全の措置としては、やはり、我々が、今、できる、一番できるところではないかと思いますので、これは、いい。

やはり、実際、ものが、どこでどういうふうになったかって、委員も、実際、そういうところを見るチャンスが、なかなか無いっていうこともありますので、今後、そういうものの監視です。それから、そういうものをどういうふうに扱っているのか。それから、その所にあった場合に、やっぱり、回避する。要するに、その工事自身に対しての疑問っていうのが非常に大きな足かせになり得る。環境保全の上でいえば、そういう所しか、実際にはないのが現実ですので、1つのシンボルとして、やはり、我々が環境保全の上の、そういう保全するという、これは、できる限り、やっていくという姿勢は、こういうところで現れてるかと思いますが。

はい。

(委員)

13 ページの「エ」の昆虫のところですけれども、他の項目では、専門家の指導・助言を受けてってことが入っていまして、ここもそれを入れていただいた方がいいのかなというふうに思います。

昆虫、非常に、種類数が多いものですから、特に、昆虫の専門家というよりも、その中で非常に細分されてまして、蝶の専門家とか、そういうふうになっていて、やっぱり、その本当の専門でないと、非常に保全するにあたっての様々な要素を、うまく。

(会長)

把握できない。

(委員)

ええ。その、ひと言をお願いしたいと思います。専門家の指導・助言を受けてという。

(会長)

はい。そこら辺、そうですね。

というところですが、だいぶ、時間が押してしまって、申し訳ないんですけど、これ、大事なところですので、もう、これで最後ですので、是非、ご意見を。一応、ここ。これで、植物のところまではいいのかな。

動物、植物、それから、あとは生態系のところです。

よろしいでしょうか。

そしたら、一応、順番で、審議する内容で、動物、植物、生態系については、一応、ここで一区切りさせたいと思います。

事務局、次は。

(事務局)

それでは、個別事項の3つ目のご審議ということで、資料3、答申案の方につきましては、16ページからになりますけども、7番の景観ということでございます。それから、17ページいきまして、8番、人と自然とのふれあいの活動の場。それから、その下へいきまして、廃棄物等ということで、こちらにつきましては、発生土置場に関しても、こちらに記載が入っているところでございます。それから、19ページにいきまして、10番、温室効果ガスというものが、20ページまでになっております。

前回のご審議ということに関しましては、資料4の18ページ目からになります。前回のご指摘としましては、19ページ目。廃棄物に関してのお話。

それから、20ページ目の上が、右上でございますけども、適切な措置、万全な措置うんぬんっていうことに関するお話。

それから、21ページ目ですけども、同じく廃棄物の関係ということでございます。

それから22ページにいきまして、温室効果ガスということにつきまして、前回のご審議につきまして、トンネル湧水のポンプアップということについて、これについても表に加えているといったところでございます。

それでは、ご審議の方をお願いいたします。

(会長)

それでは、次、景観から温室効果ガスというところでございます。

まずは、では、景観に関しまして。7番です。ご意見、お願いいいたします。

はい、委員。

(委員)

表現の方法なんですかけれども、(1)から(3)まで、最後の文章が、「関係機関と協議すること」というふうで、全部、終わってしまっているもんですから、「協議を行い、適切な対策を講ずること」とか、何か、きっちとした内容を示していただければなというふうに感じました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

かなりの部分に、そういうところがあるのかな。

「関係機関と協議すること」そして、それを「適切な処置をする」というところを加えると。もちろん、そういうことは含まれてはいるが、はつきりと書くということでござりますね。

他にございませんか。

景観に関しては、フォトモンタージュのことは、こういう方に、手法でやると、かなり、分かるんではないかというんですが、なかなか、我々も、具体的にそれを見ることが少ないもんですからイメージがつかないかもしれません。

気がついたら、また、戻っていただきてもいいんですが。

次の8番の「人とふれあい」これにつきましては、どうですか。

あと、次に、9番の廃棄物。

はい、委員。

(委員)

廃棄物の方ですけど、(7)で、環境保全措置であげられている緑化ということですけれども、基本的には、工事というのは改変前に戻すというのが、状態と同じように戻すというのが原則だと思うんですが、結局、10数年間の中で、これだけ、表土を置いて、また、戻して、きちんとできるかどうかというのが、非常に先が見えないような感じなんですが、この辺、もうちょっと、ただ、廃土を置いて、平らにして、ピッピッって押さえて終わりというんじゃないなくて、そこに表土を戻しても、また、緑化して元に戻すというのが基本的な対応だと思うので、もうちょっと、この辺、文章的に考えていただけたらなということ。

それから、扇沢の部分の「イ」においても同じようなことで、今まで、伐採を行われて、木を植えて、何十年か経って、やっとあそこまで復帰ってきて、ホテイランも、全部、茂るようになってきたということですので、その辺の、また、一度壊したものを元に戻す、その年月と、その方法についてきちんと考え方というふうな、何かその辺を入れていただけたらなと思いますが。

(会長)

そうですね。

こういうものっていうのは、一度作って壊れると、もし、復帰するにしても、数十年。この場合、あそこら辺の場合だと、もう、50年近く経つんだろうと思います。それから、その間に、あそこに見て分かりますように、実質的に大きな崩れがあって、青薙とか、あの辺なんかでも、見る影もないです。ですから、そういう状況が現在の状況であり、それも、要するに、南アルプス全体が、そういう運命にあるところでありますので、そこで、我々が人工的に何か、これを、これ以上、加えてすることによっては、自然界というのはそれとは別に動いてはいるわけですが、それを含めて、人工的なダメージを与えないよう

にするための、その方策を考えるべきだろうというところですので。

その辺は、少し、手を加えるなりして、もう一度、考えてみたいと。

他にいかがでしょうか。

委員、どうですか。いかが。

(委員)

6番なんですが、土砂の流出とかがないように、万全を講ずるのは当然だと思うんですけど、万が一、何かそういうことが起こった時に、可能な限り、発生してしまった場合の処置っていうのを考えていただきたいなと思います。

何か流出してしまって、それが、影響が出るような場合には、それをどうするかという、残土です。廃棄物とか、そういうものが流出してしまった場合の処置について、もうちょっと、触れていただきたいなと思います。

あと、ちょっと前の話になるんですが、人と自然のふれあいの場所の話なんですが、騒音とか交通量が非常に多くなるということで、騒音とか大気汚染っていうのは問題になるとは思うんですけど、それ以外に、安全っていうか、車がたくさん通ることによって観光客とか、その住民の方の交通面の安全っていうのが確保されるように注意をしていただきたいと思います。

(会長)

8のところですか。

(委員)

そうです。8のとこの1に関するところです。騒音とか書いてありますけど、それ以外に、やっぱり、安全面に気をつけていただきたいと。

(会長)

そうですね。はい。

特に、ダンプの通る場所のイメージが、だいぶ変わってきたっていうことは、非常に大きな、ダンプが空から入れるとは思われませんので、必ず入れるんですが、それがあとはどの位動くか。それで運びこむかというところでは、ものすごく影響が大きく出てきますので、これは静岡県、自然の保全だけだと思っていたら、とんでもない話が、今までと想定を超えてる可能性がありますので、これは是非、住民あるいはそれ以外の影響に関しては、付け加える必要があるかと思いますので、時間的にかなり厳しくなってきてはおりますけれども、これは載せていくこととします。

いかがでしょうか。それ以外に、他に。

一番これで最後のところになるんですけども。

今まで、前回までに、一応事業者が来て、それと、話をしている限り、こちら側の質問とか、そういうものに関しての、ある程度の意見、あるいは、方針。まだ、実は、その中で、細かいところが分からないと、その影響がどういうふうに現れるかっていうと非常に難しいところが多くて、こういう審議をやるにしても、非常に、何となく、暖簾に腕押し的なところがあるっていうことは確かなんんですけど、それを踏まえた上でも、こういう答申として、保全はかなり難しいであるってことを、我々はここで、かなり認識できると思うんで。共通に。

ですので、ここで述べられている知事意見の中の中身を、とにかく、ちゃんとフォローしていただきたい、それで提示していかないと、ここ、今後の試金石になりますので、是非、この方針で、いろんなところでモニタリングの問題が、幾つか出てきておりますけれども、その方法とかタイミングとか、幾つか、そういうことに関しましても、我々は、一応、これでフォローできているとは思いますので、これを、答申の方に、今までのご意見を踏まえまして、答申を完成させたいと思います。

今までの中で、まだ、他にありましたら。

はい、委員。

(委員)

すいません。

これは事務局に質問なんですけども、この知事意見というのは、英訳はされますでしょうか。

(事務局)

知事意見につきましては、英訳はしておりません。逆に、意見を寄せられる場合は日本語でお願いしますということで、日本中、そんなふうになってますので、一応、今のところは、英訳は考えておりません。すいません。

(委員)

もし良ければ。もしできればなんですけども、やはり、エコパークをはじめ、今後、世界遺産として登録をしていく。そのために県としては、このような審議を経て、こういう意見を事業者に対していったんだっていうことは、国内の外国人の方をはじめ、海外のメディアの方にも、やっぱり、訴えかけていくべきものではないかなというふうに私は考えます。

そういうようなものが積み重なって、より自然が保全されていくっていうことになっていくと思うので、できれば、県知事意見を英訳してもらって、広く発信していただきたいなどというのが個人的な意見です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

これは、富士山の問題も、すごく、世界遺産といいますと、そういう側面は明らかに出ることになると思いますので、それについては、是非、今後をよろしくお願ひしますということです。

他によろしいでしょうか。

予定より、だいぶ押してしまいましたけれども、ご意見、非常にたくさんいただきまして、ありがとうございます。

ここで、休憩する予定だったんですけども、ちょっと、時間が押してますので、申し訳ありませんが、このまま、引き続きさせていただいてよろしいでしょうか。

いいですか。あと少しですので。

それでは、一応、これで、済みましたので。

これで、一応、中の審議は終わりましたので、事務局の方から、お願ひします。

あとは、これを直しますが、かなり直すところがあるかもしれませんけど、最終的には会長一任でお願いしたいとは思いますが、よろしいでしょうか。

(※全委員、異議なし)

(会長)

それでは、クローズになります。

(事務局)

長時間のご審議、ありがとうございました。

今、たくさん、ご指摘をいただきましたが、会長、ご一任ということでございますので、また、会長とご相談させてという形でなろうかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局より、ご連絡申し上げます。

本日、ご審議いただいた答申の案の方につきましては、本日、いろいろ、追加のご指摘等をいただいたことを、会長の方に、ご一任ということで、事務局と、ちょっと、もう少し細かく詰めさせていただいて、最終的に答申という形で、3月上旬には、和田会長、山田副会長から、知事の方にお渡しをいただく予定でございます。

詳細につきましては、後日、ご連絡いたしますので、ご承知おきくださるよう、お願ひいたします。

それから、別件となりますけれども、別の案件におきまして、3月5日、水曜日に、富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴います環境影響評価の事後調査計画書に関しまして、また、審査会ということで、開催ということになりますので、そちらの方も、よろし

くお願ひいたします。

(司会)

それでは、これをもちまして、環境影響評価審査会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、ご審議くださいまして、ありがとうございました。

お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

